



異議申出書

平成27年4月27日

相模原市選挙管理委員会委員長 殿

異議申出人 大槻 和弘



同代理人弁護士 妹尾 孝之



次のとおり異議の申出をします。

- 1 異議申出人の住所、氏名及び年齢
相模原市南区御園5丁目5番20号
大槻 和弘 (59歳)
- 2 異議申出人の代理人の住所、氏名
横浜市港北区新横浜2丁目5番26号
新横浜SSビル702号室 妹尾法律事務所
弁護士 妹尾 孝之
- 3 異議申出に係る処分
平成27年4月12日執行の相模原市議会議員選挙 (南区選挙区)
- 4 異議申出に係る処分があったことを知った日
平成27年4月13日
- 5 異議申出の趣旨
平成27年4月12日執行の相模原市議会議員選挙 (南区選挙区) における当選人「小林丈人」の当選を無効とし、次点である「大槻和弘」を当選人とするとの決定を求める。

6 異議申出の理由

平成27年4月12日執行の相模原市議会議員選挙（南区選挙区）の開票事務に従事したとされる者から匿名により通報があった。通報の内容は、開票作業において、候補者「大槻和弘」に有効と思われる票が数票存在したが、なぜか無効票と判断されたこと、及び「大槻和弘」の有効票と判断されるべき票が、同姓の候補者である「大槻研」と数票按分された、とのことである。最下位で当選人となった「小林丈人」と「大槻和弘」の票差は、僅か0.661であり、通報の内容が真実であれば、「大槻和弘」の得票数は「小林丈人」を数票上回り、「大槻和弘」は当選人となる。

したがって、相模原市選挙管理委員会は、開票事務における内部からの通報であることを重視し、「大槻和弘」と「大槻研」の按分とされた票、及び2,487の無効票を開示し、公平かつ公正な手段によってそれぞれの票を点検し、「大槻和弘」の得票数を再確定すべきである。

その結果、「大槻和弘」の得票数が「小林丈人」の得票数を上回った場合には、「小林丈人」の当選を無効とし、新たに「大槻和弘」を当選人とする決定をするよう求めるものである。

以上